

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

4 調達の基本的な考え方

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性、競争性及び本市の関連する施策等との整合性に留意しつつ、本方針の趣旨に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。ただし、物品等の調達にあたっては、市内の障害者就労施設等を優先し、調達の推進を図るものとする。

なお、共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所及び施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）
 - ① 障害者である労働者の数が 5 人以上
 - ② 労働者の数に占める障害者である労働者の割合が 2 0 % 以上
 - ③ 障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が 3 0 % 以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

6 調達を推進する物品等の種類

本市が契約によって調達する物品又は役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

7 調達目標

令和6年度は令和5年度に障害者就労施設等から調達した物品及び役務の実績を上回ることを目標とする。

8 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 障害者優先調達推進法の周知・啓発を図りながら、障害者就労施設等から提供可能な物品等の必要な情報を収集し、庁内の各部署に提供するものとし、必要に応じて、障害者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品の活用など発注可能な物品等を十分に検討する。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。
- (3) 調達実績の公表にあたっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映する。

10 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎等での物品の販売場所の確保、市及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努めるとともに、障害者就労施設等の活動に対して市民の理解を深める啓発、広報への取組みを行う。

11 調達方針に基づく担当窓口

調達方針の担当窓口は健康福祉部社会福祉課とする。

令和6年度岩沼市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（概要）

（担当：社会福祉課）

○適用範囲	全ての部署が発注する物品等
○調達の基本的な考え方	予算の適正な執行、契約における経済性、公正性、競争性及び本市の関連する施策等との整合性に留意し調達に努める。ただし、<u>市内の障害者就労施設等を優先する。</u> なお、共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。
○調達対象となる施設等	障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する事業所等と同じ。 市内の対象となる調達可能な事業所 ・ひまわりホーム ・しおかぜ ・リーチェ ・ふあいん ・J's Work ・素意
○物品等の種類	物品又は役務のうち、障害者就労施設等が受注可能なもの。
○調達目標	令和5年度に障害者就労施設等から調達した物品及び役務の実績を上回ること
○調達の推進方法	(1) 施設の物品等の情報を収集し、各部署へ提供する。 必要に応じて調整を行う。 (2) 随意契約を活用する。 (3) 発注方法、発注量、納期の設定など施設等の特性に配慮した発注に努める。（分離分割発注等の考慮） (4) 事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品など発注可能な物品等を十分に検討する。
○方針・実績の公表	市ホームページ等により公表 岩沼市障害児者地域自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映する。
○その他	物品等の調達のほか、庁舎等での販売場所の確保、イベント等での販売機会の確保に努める。 市民の理解を深める啓発、広報への取り組みを行う。